

賃金等の変動に対する工事請負契約書第 24 条第 6 項から第 7 項の規定
(インフレスライド条項) の運用基準

(令和 3 年 3 月 5 日 総務部長決定)

賃金等の変動に対する工事請負契約書第 24 条第 6 項から第 7 項の規定 (以下「インフレスライド条項」という。) により、板橋区が発注した工事において、請負者が、契約金額の変更を請求する場合の取扱いについて、次に定める事項により運用するものとする。

1 定義

(1) 請求日

インフレスライド条項により、請負者が契約金額の変更の請求を書面により提出した日とする。

その期限は、運用開始日から次の賃金水準の変更がなされるまでとする。なお、この間の請求は 1 回までとする。

(2) 基準日

ア インフレスライド額算出の基準とする日をいい、出来高を算定する基準となる日、賃金水準及び物価水準の変動後単価の基準となる日とする。

イ 基準日は、原則としては、請求日と同じ日とするが、例外として請求日から起算して 14 日以内で発注者と請負者とが協議して定める日とすることができる。

(3) 残工期

基準日以降の工期までの工事期間とする。

ただし、基準日までに契約変更を行っていない場合でも先行指示等により工期延長が明らかな場合には、その工期延長期間を考慮することができる。

(4) 出来形数量

基準日における既済部分に係る設計数量をいう。

(5) スライド額

賃金水準及び物価水準の変動による変更額 (5 により算出した契約変更の対象となる額をいう。)

当該工事に係る変動額のうち契約金額から基準日における出来形部分に相応する契約金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。

請負者の負担割合については、工事請負契約書第 25 条の「天災その他の不可抗力による損害」に準拠し、請負者の経済上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100 分の 1」としている。

2 請求方法

請負者がインフレスライド条項の規定により、契約金額の変更を請求する場合、書面（様式 1-1）に賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったことを示す資料（様式 1-2）を添付し、発注者に提出する。発注者は、請求日から 7 日以内に協議を開始することを通知する。（様式 2）

3 出来形数量の確認

(1) スライド額の基礎となる残工事を算出するため、請求日から 14 日以内に、基準日時点における出来形数量の確認を行う。（様式 3）

請負者は、出来形数量内訳書（任意）等必要な資料を提出する。

(2) 出来形数量の確認は、出来形数量内訳書等に対応して行う。

(3) 出来形数量の基本的な扱い

ア 現場搬入材料について、監督員が搬入を確認したものは出来形数量として取り扱う。

イ 工事設計内訳書等で一式計上した仮設工等について、出来形数量の対象とする場合、その数量は発注者の積算に係る数量とする。

ウ 各工事におけるア及びイの詳細については、検査担当職員が確認する。

(4) 請負者の責めに帰すべき事由により工事が遅延していると認められる部分は、出来形数量に含めるものとする。

(5) 工事出来形数量の確認書（様式 4）を 2 通作成して、発注者・請負者各自 1 通を保有する。

4 スライド額の算出（消費税抜）

(1) スライド額は、次式により算出する。

$$\text{スライド額} = \boxed{\text{変動後残工事金額}} - \boxed{\text{変動前残工事金額}} - \left(\boxed{\text{変動前残工事金額}} \times 10 / 1000 \right)$$

$$\boxed{\text{変動前残工事金額}} = \boxed{\text{落札率}} \times \boxed{\text{変動前積算残工事金額（税抜）}}$$

・ 契約金額から基準日における既済部分に相応する契約金額を控除した額（消費税抜）

$$\boxed{\text{変動後残工事金額}} = \boxed{\text{落札率}} \times \boxed{\text{変動後積算残工事金額（税抜）}}$$

・ 変動後の賃金又は物価を基礎として算出した $\boxed{\text{変動前残工事金額}}$ に相応する額（消費税抜）

$$\boxed{\text{落札率}} = \text{当初契約金額} / \text{予定価格}$$

変動前積算残工事金額

- ・発注者の積算金額から基準日における既済部分に相応する積算金額を控除した額（消費税抜）

変動後積算残工事金額

- ・変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前積算残工事金額に相応する額（消費税抜）

※ なお、この上式による算出が困難である場合には、工事主管部で他の方法によりスライド額の算出を行うことができる。

- (2) 変動前残工事金額及び変動前積算残工事金額の算出に用いる単価は、起工時における区の積算単価とする。また、算出に用いる共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、起工時の率（基準日以前に契約変更を実施している場合は、変更契約における率）とする。
- (3) 変動後残工事金額及び変動後積算残工事金額は、基準日の物価指数等（積算に使用する単価の変動率）により定めることとし、残工事に係る全ての単価を基準日時点のものに入れ替えて算出する。ただし、請負者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることとする。
- (4) 変動後残工事金額及び変動後積算残工事金額を算出する際に用いる単価については、基準日時点の区積算単価とする。
- (5) (4)によることが著しく不相当であると認められる場合には、請負者と発注者の協議によることとする。
- (6) 発注者は、協議書（様式 5-1、5-2）により請負者にスライド額（案）を提示する。請負者は、異議のない場合は、14 日以内に承諾書（様式 6）を提出する。ただし、14 日以内に承諾書が提出されない場合は、発注者がスライド額を決定し、通知する（様式 7）。

5 契約変更の時期

契約変更は、原則として、スライド額の決定後に速やかに行うものとする。

ただし、精算変更時点で行うこともできる。

なお、議会の議決が必要な案件については、当該議決をもって、契約変更が確定するものとする。

6 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第 24 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく、契約金額の変更を実施した後であっても、本運用基準によるスライドを請求することができる。
- (2) 本運用基準に基づき契約変更を実施した後であっても、契約書第 24 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく契約金額の変更をすることができる。

7 手続の流れ

手続の流れについては、別紙「インフレスライド条項運用の手順」による。

付 則

この基準は、平成31年3月1日から実施する。

付 則

この基準の一部改正は、令和2年3月1日から適用する。

付 則

この基準の一部改正は、令和3年3月5日から適用する。